

特別養護老人ホーム山河 介護老人福祉施設 運営規程

第1章 施設の目的及び運営方針

(目的)

第1条 社会福祉法人さわらび会が開設するユニット型指定介護老人福祉施設「特別養護老人ホーム山河」(以下「施設」という)の運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉法の理念と介護保険法に基づき、又、「東京都特別養護老人ホームの設置及び運営の基準に関する条例」「東京都指定介護老人福祉施設の人員・設備及び運営に関する条例」「東京都指定介護老人福祉施設の人員・設備及び運営の基準に関する条例施行規則」及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」の遵守を通じて、要介護状態となった高齢者に対し、適正な介護老人福祉施設サービス(以下「施設サービス」という。)を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することを目指すものとする。

2 施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、区市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等との密接な連携に努めるものとする。

第2章 施設の名称等

(施設の名称、所在地)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次に掲げるところによる。

- (1) 名称 特別養護老人ホーム山河
- (2) 所在地 東京都杉並区3丁目30番13号

第3章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員)

第4条 施設は、介護保険法に基づく「指定介護老人福祉施設の人員に関する基準」及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等に示された所定の職員を満たした上で、下記のように配置するものとする。ただし、法令に基づき兼務することができるものとする。

- (1) 施設長 1名
 - (2) 医師(嘱託医) 1名以上(非常勤)
 - (3) 介護支援専門員 2名以上(介護、生活相談員兼務)
 - (4) 管理栄養士 1名以上
 - (5) 生活相談員 2名以上
 - (6) 介護職員 44名以上(常勤換算)
 - (7) 看護師 4名以上(常勤換算)
 - (8) 機能訓練指導員 1名以上
- 2 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員を夜間及び深夜については2ユニットごとに常時1人以上の介護職員等を介護に従事させるものとする。また、ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置することとする。
- 3 前項に定める者のほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。
- 4 ただし、利用者の人数に応じ、法令の定める人員とする。

(職務)

第5条 職員は、施設の設置目的を達成するため必要な職務を行う。

- (1) 施設長は、施設の業務を統括すると共に福祉は介護のみでは完結しないことを踏まえて、老人福祉法の理念と社会福祉法人としての役割を職員に伝え指導する。施設長に事故があるときは、あらかじめ施設長が定めた職員が施設長の職務を代行する。

- (2) 医師は、利用者及び職員の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事する。
 - (3) 介護支援専門員は、居宅生活への復帰を念頭に置きながら【施設サービス計画書】を作成、実施状況を把握、必要があれば計画を変更して利用者の満足度を確保する。
 - (4) 管理栄養士（又は栄養士）は、献立作成、栄養管理・栄養ケアマネジメント、経口摂取への移行、療養食の提供、栄養量計算及び食事記録、調理員の指導等の食事業務全般並びに栄養指導に従事する。
 - (5) 生活相談員は、利用者の生活相談、面接、身上調査並びに利用者処遇の企画及び実施に関することに従事する。又、常に介護支援専門員との連携を図りサービス計画につなげる。
 - (6) 介護職員は、利用者の日常生活の介護、援助に従事する。
 - (7) 看護職員は、利用者の診療の補助及び看護並びに保健衛生管理に従事する。看護責任者は、医師の指示を受け、看取り介護に係る体制整備を図る。
 - (8) 機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- 2 職員は、別に定める「介護マニュアル」「感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための指針、感染症対応マニュアル」「事故発生防止及び発生時対応の指針、転倒・転落防止対策マニュアル」を遵守することとする。

第4章 利用定員及びユニット

(定員及びユニット)

第6条 施設の入所定員は、144名とする。

- 2 ユニット数は、12とする。
- 3 1ユニットの定員は、12人とする。
- 4 空床利用型の定員を12名とし、施設に空床がある場合には、その定員の範囲内において(介護予防)短期入所生活介護サービスを提供する。
- 5 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させることはできない。

第5章 利用者に対するサービス内容及び利用料その他の費用額

(施設サービス計画の作成)

第7条 介護支援専門員は、サービス内容等を記載した【施設サービス計画書】を作成し、それを利用者又はその家族に対して説明し、合意を得た上で交付するものとする。

(サービスの提供)

第8条 施設は、サービスの提供にあたっては、利用者又はその家族に対して、【施設サービス計画書】に基づき処遇上必要な事項について、理解しやすいように面談の上、説明を行わなければならない。又、【施設サービス計画書】を基本としてサービスを提供するものとする。

(サービス提供の記録と連携)

第9条 施設は、【施設サービス計画書】に則って行ったサービス提供の状況やその折の利用者の反応及び家族の状態を必ず記録し、必要部署と連携をするものとする。

- 2 上記に基づくサービス提供記録は、希望に応じて9時から17時の間に、施設内にて閲覧できるものとする。
- 3 施設は、上記のサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(食事の提供)

第10条 食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとする。

- 2 「特別な食事」として、通常の食事にかかる費用を超えるような高価な材料を使用し特別な調理を行う選択食を希望者に【重要事項説明書】に定める料金で提供するものとする。

(入院期間中の対応)

第11条 利用者に入院の必要が生じた場合であって、医師の診断により明らかに3か月以内に退院できる見込みがない場合、または入院後6か月経過しても医師の診断により退院できないことが明らかにな

見込みがない場合、または入院後3か月経過しても医師の診断により退院できないことが明らかになった場合は、利用者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入所することができるように、利用者又は家族と協議して定めるものとする。

(入院ベッドの活用)

第12条 入院中の空きベッドは、介護保険法により短期入所者のベッドとして他者が使用できるものとする。

(緊急時の対応)

第13条 身体の状態の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができる。

- 職員はナースコール等で利用者から緊急の対応要請があった時は、速やかに適切な対応を行うものとする。
- 利用者が、予め緊急連絡先を契約時に届けている場合は、医療機関への連絡と共に、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行う等、適切な対応を行うものとする。

(利用料)

第14条 施設の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、施設サービスにかかる費用として【重要事項説明書】記載の利用料の介護保険負担割合証に記された負担割合相当分と居室及び食事代、利用者の選択によりかかるサービスの利用料の合計額とする。なお、法定費用の額の変更に関しては、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準に基づくものとし、所定費用の額の変更に関しては、予め利用者に対し説明を行い利用者の同意を得るものとする。

- 理美容代及び本人負担が相当と認められる日常生活費の額は、東京都福祉保健局通知、22福保高施第2016号・22福保高介代1546号によるものとし、【重要事項説明書】記載の利用料とする。
- 利用者の選定に基づく特別な室料、特別な食費等追加的費用は、【重要事項説明書】記載の利用料とする。
- 特例施設介護サービス費、特例居宅介護サービス費、特定入所者介護サービス費、特定入所者支援サービス費、特例特定入所者支援サービス費、特例特定居宅支援サービス費、高額介護サービス費及び高額居宅支援サービス費を受給する場合や生活保護を受給する場合等、別途法令に定めがある場合はそれぞれの法令によるものとする。
- 利用料は暦月によって月額利用料を毎月支払うものとし、利用開始又は利用終了に伴って1か月に満たない期間を利用した場合等は、日割り計算によって計算するものとする。
- 施設の利用料は、利用月ごとに支払うものとし、当該利用料を施設の定める期日までに自動口座振替にて支払うものとする。

第6章 施設利用にあたっての留意事項及び職員の義務

(自己選択の生活と共同生活への尊重)

第15条 利用者は、自らの希望と選択に基づき自らの生活を送ることを原則とするが、共同生活であることも深く認識し、施設の秩序を保ち相互の親睦に努めるものとする。

(事業所の入退所)

第16条 施設の利用者は、あらかじめ定めた日時に入所し、利用期間が満了したときは速やかに退所するものとする。

- 入所及び退所の時間は、原則として次の各号に掲げるものとする。

(1)入所時間 午後 3時

(2)退所時間 午前10時

- 利用者は、利用期間中に利用の中止又は利用期間等を変更する必要があるときは、直ちに施設へ届け出るものとする。

(施設・設備)

第17条 施設・設備の利用時間や生活ルール等は、施設長が利用者と協議の上決定するものとする。

- 利用者は、定められた場所以外に私物を置いたり、占用してはならないものとする。
- 施設・設備等の維持管理は職員が行うものとする。

(施設内の禁止行為)

第18条 利用者及び職員は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。
- (2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の権利・自由を侵害したり、他人を誹謗、中傷、排撃したりすること。
- (3) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (4) 健康増進法の精神に則り、所定場所以外での喫煙をすること。
- (5) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (6) 故意又は無断で施設もしくは備品に損害を与え、またはこれらを施設外に持ち出すこと。

(衛生保持)

第19条 利用者は施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心掛け、また、施設に協力するものとする。

- 2 入居にあたって、感染症、害虫の館内持込防止等環境衛生保持のため、衣類・家具等持込品については、事前に指定業者による殺虫・消毒処理を受けなければならない。
- 3 施設長、医師、看護師、その他の職員及び衛生管理者は、次の各号の実施に努めなければならない。
 - (1) 衛生知識の普及、伝達
 - (2) 原則年2回の全館防虫防鼠消毒及び年1回の大掃除
 - (3) その他必要なこと

(感染症対策)

第20条 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、対策委員会にて随意見直すこと。
- (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会をおおむね3月に1回開催する。
- (3) その他関係通知の遵守、徹底
- (4) 介護従業者その他の従業者に対して、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を年2回以上実施する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第21条 安全かつ適切に質の高いサービスを提供するために「事故発生防止及び発生時対応の指針」(別添)を定め、事故を防止するための体制を整備する。

- 2 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。
- 3 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 4 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(秘密の保持)

第22条 施設は、業務上知り得た利用者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書(情報提供同意書)により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿します。

- 2 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(従業員の質の確保)

第23条 従業員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(従業員の勤務条件)

第24条 従業員の就業に関する事項は、社会福祉法人さわらび会の就業規則による。

(従業員の健康管理)

第25条 従業員は、施設が行う年1回の健康診断を受診することとする。ただし、夜勤勤務に従事する者は年2回の健康診断を受診しなければならない。

第7章 非常災害対策

(災害、非常時の対応)

第26条 施設は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

- 2 施設は、消防法令に基づき、非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な消防計画等の防災計画をたて、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として少なくとも年2回実施する。そのうち年1回以上は夜間訓練又は夜間を想定した訓練とする。
- 3 利用者は健康上又は防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、ナースコール等最も適切な方法で、職員に事態の発生を知らせるものとする。
- 4 施設の火災通報装置は、煙感知や熱感知の作動によって、自動的に消防署に通報される装置となっている。また、居室の全てにスプリンクラー装置が設置されている。
- 5 備蓄食料品は、東京都の指導により最低3日間以上とする。

第8章 その他の運営についての重要事項

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第27条 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施
- 2 職員は、利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待を行ってはならない。
 - (1) 殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為。
 - (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為、及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為
 - (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
 - (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
 - (5) 食事を与えないこと。
 - (6) 利用者の健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
 - (7) 乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
 - (8) ホームを退所させる旨脅かす等、言葉による精神的苦痛を与えること。
 - (9) 性的な嫌がらせをすること。
 - (10) 当該利用者を無視すること。
- 3 施設は、サービス提供中に職員又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを区市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等)

第28条 施設は、サービス提供にあたり利用者に対し身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。ただし、利用者又は他の利用者の生命及び身体を保護するための緊急やむを得ない場合は、この限りではないものとする。

- 2 前項ただし書きの規定に基づき、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 3 施設において、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないように、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 身体的拘束の防止のための指針を策定し、対策委員会にて随意見直すこと。
 - (2) 身体的拘束の防止のための対策委員会をおおむね3月に1回開催する。
 - (3) その他関係通知の遵守、徹底
 - (4) 介護従業者その他の従業者に対して、身体的拘束の防止のための研修を年2回以上実施する。

(虐待の防止のための措置等)

第29条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講ずる。

2 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分周知する。

3 虐待の防止のための指針を整備する。

4 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

5 前四号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(1) 前項一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(褥瘡対策等)

第30条 施設は、利用者に対し、良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡予防指針(別添)を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(利用資格)

第31条 施設の利用資格は、要介護認定にて要介護と認定され、本施設の利用を希望する方であって、入院治療を必要とせず、利用料の負担ができる利用者及びその他法令により入所できる利用者とする。

2 厚生労働省制定の緊急度判定基準において対象者と認定され、施設の入居判定委員会にて入居可と判断された方で、居室の状況に適応する方より入居する。

(内容及び手続きの説明及び同意、契約)

第32条 施設の利用にあたっては、あらかじめ入所申込者及びその家族に対し、運営規程、重要事項説明書、契約書を交付して説明を行い、入所申込者との合意の上、契約書を締結するものとする。

(葬儀等)

第33条 死亡した利用者に葬儀を行う方がいない時及び遺留金品がある場合は、施設長は、老人福祉法第11条2項の規定及び「東京都老人福祉施設事務処理の手引き」を準用し、関係区市町村と協議して葬儀及び所要の引渡し等を行うものとする。

(苦情対応)

第34条 利用者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合施設は、速やかに事実関係を調査し、その結果改善の必要性の有無並びに改善方法について、利用者またはその家族に報告するものとする。なお、苦情申立窓口は、別紙【利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要】に記載された通りである。

(介護サービス情報の公表)

第35条 社会福祉法第24条及び介護保険法に則り、都民が施設が提供するサービスを安心して利用できるよう理解と信頼を促進するため、介護サービス情報の公表を法人・施設のホームページ等において行うものとする。

第9章 雑則

(委任)

第36条 この規程の施行上必要な窓口については、施設長が別に定める。

(改正)

第37条 この規程の改正、廃止するときは社会福祉法人さわらび会理事会の議決を経るものとする。

附則

(施行)

この規程は令和元年9月1日から施行する。

この規程は令和6年1月1日から施行する。